

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年 12月 19日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
大綱小学校 トイレ排水管修繕
- 2 履行場所
港北区大倉山4-2-1
横浜市立大綱小学校
- 3 契約日
令和7年11月10日
- 4 履行日又は履行期間
令和7年12月5日
- 5 契約金額
770,000円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市中区石川町3-105-18
株式会社伸栄興業所
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
トイレ配水管が陥没し、その影響で地面部分も陥没した。早急に対応しなければ、トイレからの汚水が漏れ出たり、児童、教職員が陥没部分に落下するなど重大な事故を生じさせる恐れがあることから、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立大綱小学校